

○中国地方整備局告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年四月十八日

中国地方整備局長 丸山 隆英

第1 起業者の名称 鳥取県

第2 事業の種類 一級河川日野川水系北の原谷川砂防堰堤工事（鳥取県日野郡日南町霞字滝ヶ谷地内から同町生山字千石岩河原地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 鳥取県日野郡日南町霞字滝ヶ谷、生山字滝ヶ谷、字北ノ原及び字千石岩河原地内
- 2 使用の部分 鳥取県日野郡日南町霞字滝ヶ谷、生山字北ノ原及び字千石岩河原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、上記起業地（以下「本件区域」という。）における砂防設備の整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区域は、砂防法第2条の規定により、平成23年2月7日付け国土交通省告示第89号において砂防設備を要する土地に指定されており、同法第5条の規定により、鳥取県知事は砂防設備の工事を施行する義務を有するとされていることなどから、鳥取県知事を代表者とする起業者である鳥取県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

北の原谷川（以下「本溪流」という。）は、鳥取県日野郡日南町生山及び霞地内に存する延長0.7km、流域面積0.14km²の溪流であり、下流域には学校施設等複数の社会資本が存在している。

本溪流が存する鳥取県西部地域は、平成 12 年 10 月 6 日に発生した鳥取県西部地震（以下、「地震」という。）で多くの山腹斜面の崩壊や崩壊堆積物による土石流が発生した。また、豪雨等に誘発されて、地震に起因すると考えられる地山の亀裂部等において、土石流等の二次災害も多発している。

本溪流は、起業者が行った調査において地山の崩壊が確認されているとともに、地震による被害箇所及びその後の二次災害箇所の主な地質と同様に、斜面崩壊や地すべりが発生しやすいとされている風化花崗岩及び黒色片岩で形成されていることが確認されていることから、土石流発生の危険性が危惧されており、実際に、土石流発生には至っていないものの、豪雨時に土砂流出被害が発生している。

本件事業の完成により、100 年超過確率日雨量の豪雨時に発生が予測される土石流を捕捉及び抑制することが可能となり、本溪流下流域の住民の生命、財産及び学校施設等の社会資本の保全が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が動植物に与える影響について起業者が任意で調査を行っており、その結果、本件事業による改変範囲が少ないことなどから、学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）を含む動植物に与える影響は軽微であると評価されている。また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）により起業者が保護のために特別の措置を講ずべき埋蔵文化財は確認されていない。

本件事業の実施に当たり重要な種や埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調整を図り、適切な措置を講ずることとしている。

なお、起業者は、工事に使用する建設機械は全て低騒音・排出ガス対策型の機械を使用するほか、作業時間に規制を設けるなどの対策を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時等に発生が予測される土石流を捕捉及び抑制し、本溪流下流域の住民の生命、財産及び学校施設等の社会資本の保全を図ることを目的として、砂防法による砂防設備を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成 16 年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業における砂防堰堤の位置については、申請案である最下流案を含む 3 案での検討が行われており、社会的、技術的及び経済的諸条件に基づき総合的に検討した結果、事業費が最も廉価であるなど、最も合理的である案を採用していると認められる。

また、本件事業における溪流保全工のルートについては、採用された砂防堰堤の位置に基づき、申請案である土地利用に配慮した山裾ルート案及び延長が最短となるなど、技術性に配慮した日南町総合運動場西端案の 2 案での検討が行われている。

ルート決定に当たっては、社会的、技術的及び経済的諸条件に基づき総合的に検討した結果、技術的に劣るものの、土地利用への影響が小さく、事業費も廉価であるなどの理由により合理的である案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本溪流は、土石流発生の危険性が危惧されていることから、できるだけ早期に土石流災害を防止するための措置を講じ、下流域の住民の生命、財産及び学校施設等の社会資本の保全を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲のうち、収用することを必要とする範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県日野郡日南町役場